

平成25年度水稻育苗施設緊急復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、平成26年2月14日から15日にかけての大雪により被害を受けた施設の早期再開を図るため、水稻育苗施設緊急復旧支援事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 前条に規定する事業、事業実施主体及び補助対象経費等は、別表1に掲げるとおりとする。

2 この補助金は、前項に規定する事業を実施する事業実施主体に対して補助対象経費を補助し、補助率は別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該金額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分（別表1に定める軽微な変更は除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が

困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) この事業により取得した財産等については、管理規定を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。
- (5) 第3条第2項ただし書による交付申請に係る交付決定については、補助金に係る消費税等仕入控除税額について第7条第2項による実績報告を行わなければならない。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 事業実施主体は、事業に着手したときは、遅滞なく着手届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 事業実施主体は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、補助金実績報告書（様式第8号）を事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 第3条第2項ただし書により交付申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前条第2項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

（処分の制限）

第11条 事業実施主体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産

等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）を勘案し、交付決定のときに示すものとする。
- 3 事業実施主体は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとするときは、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（その他必要な事項）

第13条 その他この補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の執行後も、なおその効力を有する。

(別表1)

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	軽微な変更
水稲育苗施設（市町村長が被災を認定したものに限る。）の復旧を行う事業 標準事業費 4,850千円/10a	農業協同組合	1 工事請負費	(1)補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた金額の増額を伴わない場合

(別表2)

補助率
総事業費の3分の1以内。 ただし、倒壊した復旧施設が園芸施設共済等に参加している場合には、総事業費から当該支払共済金等を控除するものとする。